独禁法改正 罰則厳しく

――企業はどう対処 専門家に聞く

改正独占禁止法が1月1日に施行される。今回の改正法は消費者保護などを徹底するため、課徴金の対象範囲を拡大するなど違反行為への罰則を一段と強化したのが特徴だ。どのような行為がより厳しくとがめられるのか、企業はどう対処すべきかを3人の専門家に聞いた。（聞き手は田中浩司）

今回の改正の柱は課徴金制度の見直しだ。

不当な低価格販売（不当廉売）などで競合企業を市場から排除したり、新規参入を妨害したりする「排除型私的独占」が課徴金の対象となる。不当廉売や相手によって価格を大幅に変える差別対価などの「不公正な取引方法」について、10年間に同じ違反を繰り返した場合も課徴金を払わなければならなくなる。

排除型も課徴金対象に

公正取引委員会
経済取引局総務課企画室長
佐久間 正哉氏

さくま・まさや　92年東大経卒、公正取引委員会に。経済取引局取引部取引企画課取引調査室長などを経て、09年から現職。41歳。

大企業による下請けいじめや、大規模小売店が仕入れ先のメーカーに無償で応援要員の派遣を要請するといった「優越的地位の乱用」も課徴金の適用範囲となる。

現行法では課徴金の対象が次の違反に限られていた。カルテルや談合などの「不当な取引制限」と有力企業が株式の取得や役員派遣などで他の企業の活動を制約して市場を支配しようとする「支配型私的独占」だ。

排除型私的独占と不公正な取引方法は違反となる基準がわかりにくいと言われていた。改正法では違反行為の要件を定めたうえで課徴金の適用範囲を広げている。

課徴金の額はメーカーが排除型私的独占を犯した場合、違反対象の商品の売上高の6％。不正がない。最高刑が懲役3年の独禁法違反は「やり得」とやゆされるほどだ。3年までの懲役刑には執行猶予をつけられる刑法の規定があるためだ。

だが、改正法施行後は3年を超える懲役刑が言い渡される可能性が生じる。もしそうなれば収監されるので、当局は不正に対して厳しい姿勢を示したといえる。

経営者はこれまでまかり通ってきた「あしき商慣習」を見直し、すぐに改める姿勢が必要だ。目の前の競争に勝ち抜かなければならないが、そのためにとる手段が会社の存続にとって適切な対応かどうかよく考えるべきだろう。また不正に巻き込まれないよう従業員を守るという意識を強く持たなければならない。

社員にとっても「自身の出世や会社のために危ない橋を渡る」や「最後は会社が何とかしてくれる」といった発想は通用しない。

▼独占禁止法　正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」。市場経済の下で事業者の公正かつ自由な競争の確保を目指して、1947年に制定された。ある企業が他の企業を排除したり、取引を不当に制限したりする行為を禁止する。

取り締まりなどは内閣府の外局である公正取引委員会が担う。違反行為をやめるよう排除措置命令を下したり、違反企業に課徴金納付命令を出したりする。悪質な場合は告発し、違反企業の従業員が逮捕される場合もある。

M&Aは事前届け出を

大和総研主任研究員
堀内 勇世氏

ほりうち・ゆうせい　90年東大法卒、大和証券入社、大和総研に。02年から現職。専門は会社法、金融商品取引法、独占禁止法など。45歳。

企業結合に関する規制では「株式取得の事前届け出制」の導入と届け出基準が見直された。現行でも、一定規模以上の企業がM&A（合併・買収）をするには、公正取引委員会に届け出る必要がある。改正法は株式取得による企業結合をする場合、計画内容をこれまでの事後ではなく、事前に届け出るように求めている。

届け出の主な基準は①株式を取得する側が国内売上高200億円を超える企業グループである②取得対象が国内売上高50億円超の企業グループである③取得予定株式数の割合が議決権ベースで20％超となるか、保有比率を50％超に引き上げる――の3つだ。届出が受理されると競争の制限につながらないかなどを公取委が審査する。企業は30日間待機しなければならない。

この改正は企業の再編手法の多様化や事業活動のグローバル化などに即したものだ。大規模な事案に審査の対象を絞り込み、作業の効率化や重点化を図ったといえる。企業は日本でも外国でも届け出制度が同じになり、手続きを進めやすくなるはずだ。

事前審査で合否がはっきりすれば、その後の計画の実施や練り直しも容易になるだろう。

一方で、届け出後の待機期間中は株式取得ができないため、株価の変動リスクを負う。インサイダー取引などを防ぐ意味でも情報管理も徹底しなければならない。

不正関与の個人も厳罰

弁護士
鈴木 謙吾氏

すずき・けんご　97年慶大法卒、司法試験合格。00年弁護士登録、05年鈴木謙吾法律事務所を開設。主に企業法務を手掛ける。35歳。

カルテルや談合の調整などをした個人に適用される「不当な取引制限等の罪」の懲役刑が厳しくなる。現行法は「3年以下の懲役または500万円以下の罰金」だが、改正法は「5年以下の懲役または500万円以下の罰金」となる。

企業だけではなく個人に対する抑止力を高めるのが主な目的だ。インサイダー取引や風説の流布を禁じる金融商品取引法など他の経済関係法令や主要国の競争法並みの罰則水準になる。

実際に、経済犯罪ではよほどの悪質な事件を除けば実刑を科す例はそれほど多くない。割に合わないのは明らかだろう。カルテルや談合で主導的な役割を果たした事業者への課徴金が5割増しになるのも重要な改正ポイントだ。

違反を「自首」することで課徴金を減免される「リーニエンシー」の対象事業者（グループ）数を増やす。現在は申し出た順に3社までだが、改正法施行後は5社となる。新たに増える2社は先に申し出た3社が報告していない情報の提供が求められる。多くの情報を集め、事件の全容解明に役立たせるためだ。
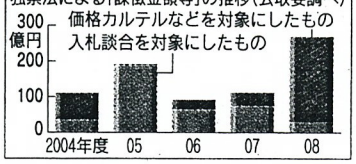
課徴金は増加傾向にある
独禁法による「課徴金額等」の推移（公取委調べ）